

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第2次報告書(案)について

(財)全国生活衛生営業指導センター

安達 幸男

報告書(案)を確認しました。特に修正等の指摘ではありませんが、以下の2点について具体的なイメージを考えておく必要があると思います。

1 (2) 審査・評価方法 ③における5段階程度の評価段階を設定し、評点をつけることについて(P5)

つけられた評点をどのように扱うのか?何のために評点をつけるのか?について、もう少し審査・評価時点の具体的なイメージをもって考えておく必要があると思います。

⇒ 評点が高いもの順に採択していくのか?

⇒ 評点を公開することとした場合、評点と採択結果が矛盾する場合はないのか?また、その場合、どのように説明するのか?

⇒ 評価の評点を何に反映するのか?

2 採択方針の考え方における審査・評価結果に応じた人件費補助額の配分を行うことについて(P9)

① 前年度の評価結果や審査結果を人件費補助額の配分に反映させることは現実的に可能なかをもう少し具体的なイメージをもって考える必要があると思います。

⇒ 審査は、補助金の申請額に対して可・否を判断するものではないのか?「配分額に反映させる」ということは、申請額に対する補助割合を変えるということになり、10/10、50/100といった補助割合を勝手に変えることは可能なのか?

② 評価結果を反映させるとは、具体的にどのようなイメージかを考える必要があると思います。

⇒ 頑張っているところに多く配分するのか?国が予算措置しても県が予算措置できない状況では意味がないのではないのか?

⇒ 業界の支援、衛生水準の維持という本補助金の目的から考えると、評価が低い(成果が低い)ところが問題なのであり、評価が低いところに重点的に予算を配分し、成果を高めるという考え方が普通ではないのか?